

北海道告示第 11086 号

北海道が令和 5 年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり改正する。

令和 5 年 8 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分その 1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 秋サケ資源回復加速化事業 健苗性の高い稚魚を生産するためのサケ飼育施設の改修や増殖機器類の導入による飼育環境の向上及びふ化放流マニュアルの改訂と普及による増殖技術の向上に資する取り組みに対し、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会			水林第 2 号様式 水林第 14 号様式 水林第 18 号様式 水林第 20 号様式 水林第 32 号様式 別に指示する様式	水林第 2 号様式 水林第 29 号様式 水林第 31 号様式 別に指示する様式			
(1) 施設整備等事業		公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会が秋サケ資源回復加速化事業を行う一般社団法人に対して、補助する場合における当該補助の対象となるサケ稚魚の飼育環境の向上に資するための飼育施設の改修や自動池清掃設備等の増殖機器類の導入に要する経費	4 分の 1 以内			提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部水産局漁業管理課		
(2) 技術向上事業		公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会が行うふ化放流マニュアルの改訂及び普及に要する経費のうち、次に掲げるもの ①賃金・報酬 ②旅費 ③需用費 ④役員費 ⑤委託料 ⑥使用料及び賃借料 ⑦備品購入費	2 分の 1 以内			提出部数 1 部 提出期限 令和 5 年 9 月 30 日 提出先 水産林務部水産局漁業管理課		